

○国土交通省告示第千百六十七号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）第三十六条第一号の規定に基づき、住宅瑕疵担保責任保険法人が取得することのできる有価証券を次のように定める。

平成三十年十月十二日

国土交通大臣 石井 啓一

一 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。